

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	近畿財務局長
【提出日】	平成27年8月10日
【四半期会計期間】	第51期第3四半期（自平成27年4月1日至平成27年6月30日）
【会社名】	株式会社ハナテン
【英訳名】	HANATEN Co.,Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 米倉 晃起
【本店の所在の場所】	大阪市城東区諏訪3丁目3番21号
【電話番号】	06 - 6968 - 0101（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役管理本部長 陣内 司
【最寄りの連絡場所】	大阪市城東区諏訪3丁目3番21号
【電話番号】	06 - 6968 - 0101（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役管理本部長 陣内 司
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第51期 第3四半期連結 累計期間	第50期
会計期間	自 平成26年10月1日 至 平成27年6月30日	自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日
売上高 (百万円)	36,445	21,217
経常利益 (百万円)	1,749	219
四半期(当期)純利益 (百万円)	1,118	108
四半期包括利益又は包括利益 (百万円)	1,118	108
純資産額 (百万円)	6,978	5,543
総資産額 (百万円)	19,000	16,043
1株当たり四半期(当期)純利益金額 (円)	58.49	5.38
潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額 (円)	45.51	4.15
自己資本比率 (%)	36.70	34.49

回次	第51期 第3四半期連結 会計期間
会計期間	自 平成27年4月1日 至 平成27年6月30日
1株当たり四半期純利益金額 (円)	13.90

(注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 売上高には、消費税等は含んでおりません。

3. 第50期は、決算期変更により平成26年4月1日から平成26年9月30日までの6ヶ月となっております。

4. 第50期は、決算期変更により第3四半期連結財務諸表を作成しておりません。これに伴い、第50期第3四半期連結累計期間及び第50期第3四半期連結会計期間の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2【事業の内容】

当第3四半期連結累計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

当第3四半期連結累計期間において、新たに発生した事業等のリスクはありません。
また、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて重要な変更はありません。

2【経営上の重要な契約等】

当第3四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

3【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において当社グループ（当社及び連結子会社）が判断したものであります。

(1) 経営成績の分析

当第3四半期連結累計期間におけるわが国経済は、政府による各種政策により雇用・所得環境の改善傾向が続く中で、景気は緩やかな回復基調で推移いたしました。一方、海外景気の下振れなど景気を下押しするリスクもあり、先行きは不透明な状況となっております。

自動車業界におきましては、平成27年1月から6月までの新車登録台数（軽自動車を除く）は約163万台（前年比7.9%減）、軽自動車の新車販売台数は約104万台（前年比15.4%減）となり中古車登録台数は約196万台（前年比2.5%減）となりました。

このような状況の中で、当社グループは「自社で販売する車を自社で買い取る」というシンプルな流通構造を充実させるべく、大阪府内に買取店を4月に2店舗、5月に1店舗の出店を行いました。6月には、徳島県では2店舗目、車検整備工場併設型店舗では初となる徳島上板店を出店し、販売網の拡大と更なるアフターメンテナンスの充実に取り組んでまいりました。

その結果、当第3四半期連結累計期間の業績は、自動車販売台数が37,956台、売上高36,445百万円、営業利益1,821百万円、経常利益1,749百万円、四半期純利益1,118百万円となりました

セグメントの業績（売上高には内部売上高を含む。）は、次のとおりであります。

販売関連

販売関連は自動車販売台数が37,956台となりました。売上高は35,555百万円、セグメント利益は2,338百万円となりました。

手数料関連

手数料関連は出品台数が89,665台、成約率が57.8%となりました。この結果、売上高は921百万円、セグメント利益は319百万円となりました。

(2) 財政状態の分析

当第3四半期連結会計期間末の総資産は19,000百万円となり、前連結会計年度末に比べ2,957百万円増加いたしました。流動資産は11,500百万円となり、1,922百万円増加いたしました。主な要因は現金及び預金の増加（1,104百万円）、商品及び製品の増加（575百万円）等です。固定資産は7,494百万円となり、1,035百万円増加いたしました。有形固定資産は6,178百万円となり、938百万円増加、無形固定資産は205百万円となりました。

当第3四半期連結会計期間末の負債合計は12,021百万円となり、前連結会計年度末に比べ1,522百万円増加いたしました。流動負債は4,240百万円となり、738百万円増加いたしました。主な要因は未払金の増加(440百万円)、買掛金の増加(182百万円)等です。固定負債は7,781百万円となり、783百万円増加いたしました。主な要因はリース債務の増加（213百万円）、資産除去債務の増加（457百万円）等です。

当第3四半期連結会計期間末の純資産合計は6,978百万円となり、前連結会計年度末に比べ1,435百万円増加いたしました。主な要因は四半期純利益の計上に伴う利益剰余金の増加（994百万円）です。この結果、自己資本比率は前連結会計年度末の34.49%から36.70%となりました。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第3四半期連結累計期間において、当社グループが対処すべき課題について重要な変更はありません。

(4) 研究開発活動

該当事項はありません。

第3【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	32,000,000
種類株式A	8,000,000
種類株式B	2,000,000
計	42,000,000

(注) 当社の発行可能株式総数は、平成25年9月30日付けで種類株式A 5,597,100株を消却したことから、当社定款第6条により、42,000,000株から36,402,900株に減少しております。

なお、当社定款第6条は以下のとおりです。

「当社の発行可能株式総数は4,200万株とする。そのうち3,200万株は普通株式、800万株は種類株式A、200万株は種類株式Bとする。ただし普通株式の消却が行なわれた場合、種類株式Aにつき消却もしくは普通株式への転換が行なわれた場合または種類株式Bにつき消却が行なわれた場合には、これに相当する株式数を減ずる。」

【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間末 現在発行数(株) (平成27年6月30日)	提出日現在発行数 (株) (平成27年8月10日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	21,752,700	31,419,212	東京証券取引所 市場第二部	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
種類株式A	-	-	-	(注)1, 3, 4
種類株式B	666,666	666,666	-	(注)3, 5
計	22,419,366	32,085,878	-	-

(注)1. 平成25年9月24日付で、種類株式A 5,597,100株は普通株式に転換され、平成25年9月30日付で自己株式(種類株式A) 5,597,100株は消却しております。

2. 「提出日現在発行数」欄には、平成27年7月13日の第1回新株予約権の行使により発行された株式数1,933,256株及び第2回新株予約権の行使により発行された株式数3,866,628株並びに第3回新株予約権の行使により発行された株式数3,866,628株を含めております。

3. 種類株式A及び種類株式Bは、現物出資(債務の株式化 種類株式A 1,500百万円、種類株式B 1,999百万円)によって発行されたものであります。単元株式数は100株であります。種類株式A及び種類株式Bについては会社法第322条第2項による規定を定款に定めておりません。また議決権を有しない種類株式A及び種類株式Bは同時に発行した普通株式の割当先が保持する議決権の比率を考慮したうえで資金調達の手段の多様化、あるいは資本の増強を図ることを目的として発行しております。

4. 種類株式Aの内容は以下の通りであります。

(1) 議決権

種類株式Aを有する株主(以下「種類株主A」という。)は、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会における議決権を有しません。なお、種類株式Aは、議決権のないこと以外は普通株式と異なりません。

(2) 転換予約権

種類株主Aは、普通株式への転換予約権を有します。

転換比率は、種類株式A 1株につき普通株式1株とし、種類株式Aの転換により発行すべき当社普通株式は次のとおりとします。

$$\text{転換により発行すべき普通株式数} = \frac{\text{種類株主Aが転換請求のために提出した種類株式Aの株式数}}{\text{転換比率}}$$

発行すべき株式数の算出にあたって1株未満の端数が生じたときは、これを切り捨てます。

種類株式Aの発行後、本項のいずれかに該当する場合には、転換比率は次の算式（以下「転換比率調整式」という。）により修正されるものとします。転換比率調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てます。

$$\text{転換比率} = \frac{\text{転換比率の修正日直前に有効な転換比率}}{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{新株発行普通株式数}}{\text{1株当たり払込金額}}} \times \frac{\text{既発行普通株式数}}{\text{時価}}$$

転換比率調整式で使用する転換比率の修正日直前に有効な転換比率は、修正後の転換比率を適用する日の前日において有効な転換比率とし、また転換比率調整式で使用する既発行普通株式数は、株主割当日がある場合はその日、また株主割当日がない場合は修正後の転換比率を適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式数とします。なお、当社が自己株式を保有している場合には、転換比率調整式において、保有する自己株式数は既発行普通株式数から、それぞれ控除するものとします。

転換比率調整式に使用する時価は、転換比率の修正日直前に有効な転換比率を適用する日に先立つ45取引日（以下「取引日」というときは終値（気配表示を含む。）のない日を除く。）目に始まる30取引日の上場証券取引所（但し、当社の普通株式にかかる株券の上場する証券取引所が複数の場合は、当該期間における当社普通株式の出来高、値付率等を考慮して最も適切と判断される主たる証券取引所をいう。）における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値とし、その計算は円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てます。

転換比率調整式により種類株式Aの転換比率の調整を行う場合及びその後の転換比率の適用時期については、次に定めるところによります。

- (ア) 上記に定める時価を下回る発行価額又は処分価額をもって新株式を発行し又は自己株式を処分する場合（但し、平成17年9月15日発行の株式会社ビッグモーターに対する当社普通株式の割当の場合を除く。）。

調整後の転換比率は、払込期日の翌日以降、又は募集のための株主割当日がある場合はその日の翌日以降これを適用します。

- (イ) 株式の分割により普通株式を発行する場合。

調整後の転換比率は、株式の分割のための割当期日の翌日以降これを適用します。但し、株主総会における決議を条件として株式の分割により普通株式を発行する旨取締役会で決議する場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式の分割のための割当期日とする場合には、調整後の転換比率は、当該決議をした株主総会の終結の日の翌日以降、これを適用します。

- (ウ) 転換又は権利行使により発行される普通株式1株当たりの発行価額が上記に定める時価を下回る価額をもって当社の普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券又は当社の普通株式の交付を請求できる新株予約権もしくは新株予約権付社債を発行する場合（但し、平成17年9月15日発行の株式会社ビッグモーターに対する第1回乃至第3回新株予約権の割当の場合を除く。）。

調整後の転換比率は、発行される証券又は新株予約権もしくは新株予約権付社債の全てが当初の転換価額で転換され又は当初の行使価額で行使されたものとみなして転換比率調整式を準用して算出するものとし、払込期日（新株予約権が無償にて発行される場合は発行日）の翌日以降これを適用します。但し、その証券の募集のための株主割当日がある場合は、その日の翌日以降これを適用します。

- (エ) 当社の普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券又は当社の普通株式の交付を請求できる新株予約権もしくは新株予約権付社債であって、転換価額又は行使価額が発行日に決定されておらず発行日以降の一定の日（以下「価額決定日」という。）の時価を基準として決定されるものを発行した場合において、決定された転換価額又は権利行使により発行される普通株式1株当たりの発行価額が上記に定める時価を下回る場合。

調整後の転換比率は、当該価額決定日の時点で残存する証券又は新株予約権もしくは新株予約権付社債の全てが転換され又は行使されたものとみなして転換比率調整式を準用して算出するものとし、当該価額決定日の翌日以降これを適用します。

当社は、上記に定める転換比率の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、取締役会の決議により客観的に合理的な転換比率の調整を行うものとします。

- (ア) 株式の併合、資本の減少、会社分割、又は合併等のために転換比率の調整を必要とするとき。

- (イ) その他当社普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により転換比率の調整を必要とするとき。

(ウ) 転換比率を調整すべき事項が2つ以上相乗して発生し、一方の事由に基づく調整後の転換比率の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

転換比率の調整を行うときは、当社は調整後の転換比率が適用される日の前日までに、必要な事項を株主名簿に記載又は記録された種類株主A又は種類株式Aの登録質権者に通知します。但し、当該調整後転換比率適用日の前日までに通知を行うことができない場合には、以後速やかに通知するものとしします。

(3) 配当金等

利益配当（中間配当を含む。）及び残余財産の分配については普通株式と同様であります。但し、普通株式に関して株式の分割、株式の併合又は株主に新株引受権を付与することにより行われる新株の発行のうち時価を下回る発行価額による新株の発行が行われた場合は、転換比率調整式により修正された転換比率を乗じた倍率を使用して換算を行うものとしします。

(4) 株式の分割等

種類株式Aについては、株式の分割及び株式の併合は行いません。また、種類株主Aには、新株引受権又は新株予約権もしくは新株予約権付社債の引受権を付与しません。

(5) 消却

当社は、平成18年4月1日以降、種類株主Aに対して、每期、配当可能利益を上限として、種類株式Aを発行価額で買い入れ、これを当該買入価額により消却することができます。

5. 種類株式Bの内容は次のとおりであります。

(1) 議決権

種類株式Bを有する株主（以下「種類株主B」という。）は、法令に別段の定めのある場合を除き、当社の株主総会における議決権を有しません。

(2) 利益配当金

当社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録された種類株主B及び種類株式Bの登録質権者（以下「種類登録質権者B」という。）に対し、普通株式を保有する株主（以下「普通株主」という。）及び普通株式の登録質権者（以下「普通登録質権者」という。）並びに種類株主A及び種類株式Aの登録質権者（以下「種類登録質権者A」という。）に優先して配当します。

優先利益配当金

種類株式Bの1株当たりの利益配当金の額（以下「優先配当基準金額」という。）は、以下の算式に従い計算される金額とします。但し、優先配当基準金額の上限は種類株式Bの1株当たり発行価額の1%とします。初年度における優先配当基準金額は、配当起算日から営業年度の最終日までの日数（初日及び最終日を含む。）で日割計算した額とします。優先配当基準金額は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てます。

$$\text{優先配当基準金額} = 3,000\text{円} \times 1\%$$

中間配当金

当社は、種類株主B又は種類登録質権者Bに対し、中間配当を行いません。

非累積条項

ある営業年度において種類株主B又は種類登録質権者Bに対して支払う利益配当金の額が優先配当基準金額に達しない場合においても、その差額は翌営業年度に累積しません。

非参加条項

種類株主B又は種類登録質権者Bに対しては、優先配当基準金額を超える配当は行いません。

(3) 残余財産の分配

当社は、残余財産の分配を行う場合、種類株主B又は種類登録質権者Bに対し、普通株主又は普通登録質権者及び種類株主A又は種類登録質権者Aに先立ち、種類株式B1株につきその発行価額と同額を支払います。

(4) 株式の分割等

種類株式Bについては、株式の分割及び併合は行いません。また、種類株主Bには、新株引受権又は新株予約権もしくは新株予約権付社債の引受権を付与しません。

(5) 種類株主Bによる償還請求権

平成27年6月1日以降、種類株主Bは、当社に対して、每期、前期の税引後当期純利益の50%を上限として、種類株式Bを発行価額で買い取ることを請求することができます。

(6) 消却

平成18年4月1日以降、当社は、種類株主Bに対して、每期、配当可能利益を上限として、種類株式Bを発行価額で買い入れ、これを当該買入価額にて消却することができます。

(2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

当第3四半期会計期間において、行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る新株予約権が以下のとおり行使されております。

	第3四半期会計期間 (平成27年4月1日から 平成27年6月30日まで)
当該四半期会計期間に権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数(個)	4,301
当該四半期会計期間の権利行使に係る交付株式数(株)	430,100
当該四半期会計期間の権利行使に係る平均行使価額等(円)	370.2
当該四半期会計期間の権利行使に係る資金調達額(百万円)	159
当該四半期会計期間の末日における権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数の累計(個)	20,530
当該四半期会計期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の交付株式数(株)	2,053,000
当該四半期会計期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の平均行使価額等(円)	367.0
当該四半期会計期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の資金調達額(百万円)	753

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成27年4月1日～ 平成27年6月30日	-	22,419,366	-	1,000	-	-

(注) 平成27年7月13日に、第1回、第2回及び第3回新株予約権の行使により、発行済株式総数が9,666,512株、資本金及び資本準備金がそれぞれ749百万円増加しております。

(6) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第3四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(7)【議決権の状況】

当第3四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載の内容が確認できないため、記載することができません。したがって、直前の基準日（平成27年3月31日）に基づく株主名簿による記載をしております。

【発行済株式】

平成27年6月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	種類株式A - 種類株式B 666,600	-	「1(1) 発行済株式」の「内容」の記載を参照
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 2,413,800	-	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。
完全議決権株式(その他)	普通株式 19,337,800	193,378	同上
単元未満株式	普通株式 1,100 種類株式B 66	-	-
発行済株式総数	22,419,366	-	-
総株主の議決権	-	193,378	-

(注)「完全議決権株式(その他)」の欄の普通株式には、証券保管振替機構名義の株式が2,200株(議決権22個)含まれております。

【自己株式等】

平成27年6月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社ハナテン	大阪市城東区諏訪 3-3-21	2,413,800	-	2,413,800	10.77
計	-	2,413,800	-	2,413,800	10.77

(注)「発行済株式総数に対する所有株式数の割合」については、普通株式のほか、議決権のない種類株式B(配当と残余財産分配請求権で優先権のある優先株式)666千株を含んでおります。

2【役員の状況】

該当事項はありません。

第4【経理の状況】

1 四半期連結財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）に基づいて作成しております。
- (2) 当社は、平成26年6月27日開催の第49期定時株主総会において、定款の一部変更を決議し、決算期を3月31日から9月30日に変更いたしました。これに伴い、前連結会計年度は平成26年4月1日から平成26年9月30日までの6ヶ月決算となっており、前第3四半期連結財務諸表を作成していないため、前第3四半期連結累計期間の記載はしていません。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3四半期連結会計期間（平成27年4月1日から平成27年6月30日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成26年10月1日から平成27年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表について、ひびき監査法人による四半期レビューを受けております。

1【四半期連結財務諸表】

(1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成26年9月30日)	当第3四半期連結会計期間 (平成27年6月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	5,142	6,246
受取手形及び売掛金	181	228
商品及び製品	3,345	3,921
原材料及び貯蔵品	19	18
未収入金	510	436
繰延税金資産	88	290
その他	306	375
貸倒引当金	16	16
流動資産合計	9,578	11,500
固定資産		
有形固定資産		
建物(純額)	1,698	3,207
土地	2,030	700
その他(純額)	1,510	2,270
有形固定資産合計	5,240	6,178
無形固定資産	172	205
投資その他の資産		
繰延税金資産	55	0
差入保証金	829	941
その他	175	169
貸倒引当金	14	1
投資その他の資産合計	1,045	1,109
固定資産合計	6,458	7,494
繰延資産		
社債発行費	6	5
繰延資産合計	6	5
資産合計	16,043	19,000

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成26年9月30日)	当第3四半期連結会計期間 (平成27年6月30日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	563	745
1年内償還予定の社債	77	77
1年内返済予定の長期借入金	451	523
リース債務	72	114
未払金	1,209	1,650
未払法人税等	87	38
賞与引当金	132	207
商品保証引当金	10	71
その他	897	811
流動負債合計	3,502	4,240
固定負債		
社債	473	434
長期借入金	5,795	5,848
リース債務	403	616
資産除去債務	-	457
繰延税金負債	-	99
その他	325	323
固定負債合計	6,997	7,781
負債合計	10,499	12,021
純資産の部		
株主資本		
資本金	1,000	1,000
資本剰余金	580	863
利益剰余金	4,356	5,351
自己株式	403	242
株主資本合計	5,533	6,972
新株予約権	9	5
純資産合計	5,543	6,978
負債純資産合計	16,043	19,000

(2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第3四半期連結累計期間】

(単位 : 百万円)

	当第3四半期連結累計期間 (自 平成26年10月1日 至 平成27年6月30日)
売上高	36,445
売上原価	28,833
売上総利益	7,611
販売費及び一般管理費	5,790
営業利益	1,821
営業外収益	
受取利息及び配当金	0
受取地代家賃	6
その他	16
営業外収益合計	22
営業外費用	
支払利息	55
シンジケートローン手数料	28
その他	11
営業外費用合計	95
経常利益	1,749
特別損失	
固定資産除売却損	621
特別損失合計	621
税金等調整前四半期純利益	1,128
法人税、住民税及び事業税	57
法人税等調整額	47
法人税等合計	10
少数株主損益調整前四半期純利益	1,118
少数株主利益	-
四半期純利益	1,118

【四半期連結包括利益計算書】
【第3四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

当第3四半期連結累計期間
(自 平成26年10月1日
至 平成27年6月30日)

少数株主損益調整前四半期純利益	1,118
四半期包括利益	1,118
(内訳)	
親会社株主に係る四半期包括利益	1,118
少数株主に係る四半期包括利益	-

【注記事項】

(会計上の見積りの変更)

店舗等の原状回復等に係る債務が合理的に見積ることが可能となったことにより、見積りの変更に伴う増加額457百万円を資産除去債務として計上しております。

なお、当該見積りの変更による、当第3四半期連結累計期間の損益への影響は軽微であります。

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第3四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第3四半期連結累計期間に係る減価償却費は、次のとおりであります。

当第3四半期連結累計期間
(自 平成26年10月1日
至 平成27年6月30日)

減価償却費 386百万円

(株主資本等関係)

当第3四半期連結累計期間(自平成26年10月1日 至平成27年6月30日)

1. 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成26年12月22日 定時株主総会	普通株式	55	3	平成26年9月30日	平成26年12月24日	利益剰余金
	種類株式B	9	15	平成26年9月30日	平成26年12月24日	利益剰余金
平成27年4月30日 取締役会	普通株式	58	3	平成27年3月31日	平成27年6月1日	利益剰余金

2. 基準日が当第3四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第3四半期連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当第3四半期連結累計期間(自平成26年10月1日 至平成27年6月30日)

報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:百万円)

	報告セグメント			調整額 (注)1	四半期連結損益 計算書計上額 (注)2
	販売関連	手数料関連	合計		
売上高					
外部顧客への売上高	35,555	889	36,445	-	36,445
セグメント間の内部売上高 又は振替高	-	32	32	32	-
計	35,555	921	36,477	32	36,445
セグメント利益	2,338	319	2,657	835	1,821

(注)1. セグメント利益の調整額 835百万円には、棚卸資産の調整額100百万円、各報告セグメントに配分していない全社費用 824百万円が含まれております。全社費用は主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

2. セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当第3四半期連結累計期間 (自平成26年10月1日 至平成27年6月30日)
(1) 1株当たり四半期純利益金額	58円49銭
(算定上の基礎)	
四半期純利益金額(百万円)	1,118
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-
普通株式に係る四半期純利益金額(百万円)	1,118
普通株式の期中平均株式数(千株)	19,114
(2) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額	45円51銭
(算定上の基礎)	
四半期純利益調整額(百万円)	-
普通株式増加数(千株)	5,454
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	-

(重要な後発事象)

新株予約権の権利行使について

当第3四半期連結会計期間終了後、平成27年7月1日から平成27年7月13日までに、第1回、第2回及び第3回新株予約権について、以下のとおり権利行使が行われました。

なお、当該行使により、当社第1回、第2回及び第3回新株予約権の全ての行使が完了いたしました。

第1回新株予約権

(1) 行使された新株予約権の数	16,666個
(2) 発行した株式の種類	普通株式
(3) 発行した株式の数	1,933,256株
(4) 増加した資本金	149,994,000円
(5) 増加した資本準備金	149,994,000円

第2回新株予約権

(1) 行使された新株予約権の数	33,333個
(2) 発行した株式の種類	普通株式
(3) 発行した株式の数	3,866,628株
(4) 増加した資本金	299,997,000円
(5) 増加した資本準備金	299,997,000円

第3回新株予約権

(1) 行使された新株予約権の数	33,333個
(2) 発行した株式の種類	普通株式
(3) 発行した株式の数	3,866,628株
(4) 増加した資本金	299,997,000円
(5) 増加した資本準備金	299,997,000円

2【その他】

平成27年4月30日開催の取締役会において、当期中間配当に関し、次のとおり決議いたしました。

- ・普通株式の配当に関する事項

- (イ) 配当金の総額.....58百万円
(ロ) 1株当たりの金額.....3円00銭
(ハ) 支払請求の効力発生日及び支払開始日.....平成27年6月1日
(注) 平成27年3月31日現在の株主名簿に記載又は記録された株主に対し、支払いを行います。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成27年 8月10日

株式会社ハナテン

取締役会 御中

ひびき監査法人

代表社員
業務執行社員 公認会計士 平 井 文 彦

代表社員
業務執行社員 公認会計士 藤 田 貴 大

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社ハナテンの平成26年10月1日から平成27年9月30日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間(平成27年4月1日から平成27年6月30日まで)及び第3四半期連結累計期間(平成26年10月1日から平成27年6月30日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ハナテン及び連結子会社の平成27年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、平成27年7月1日から平成27年7月13日までに、第1回、第2回及び第3回新株予約権について、権利行使が行われている。

当該事項は、当監査法人の結論に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
- 2 XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。